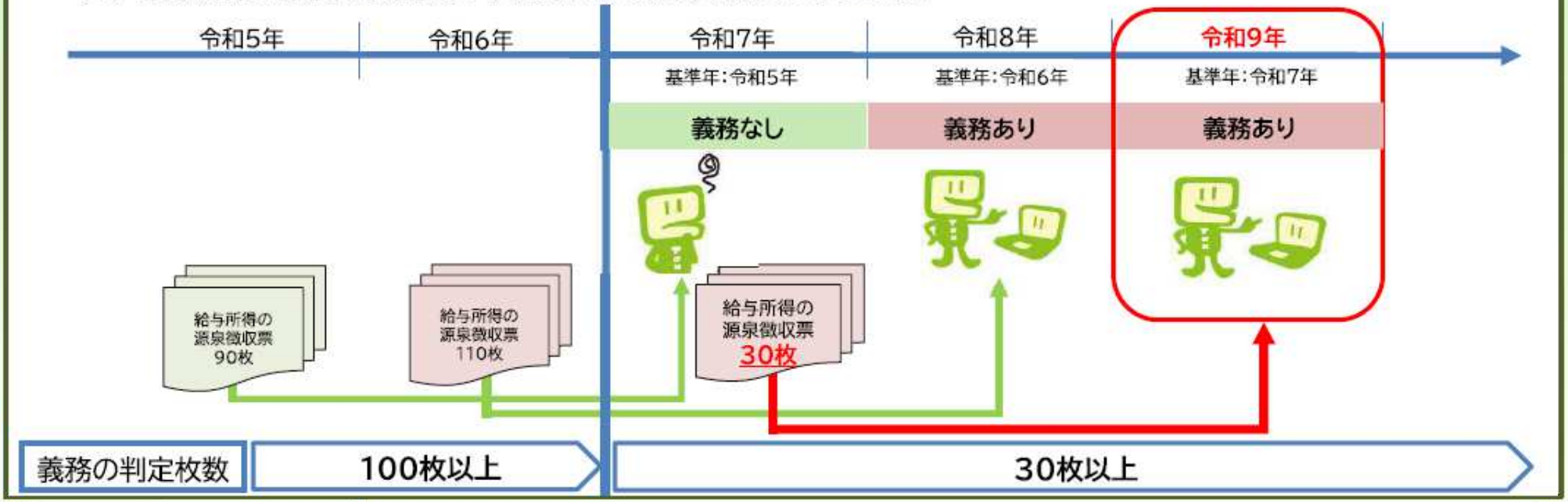
e-Tax等による法定調書の提出が義務化されています！

前々年（基準年）に提出すべきであった給与支払報告書の枚数が**３０枚以上**※である場合、eLTAX 又は光ディスク等（以下、「eLTAX 等」といいます。）による提出が必要です。
※令和８年までに提出する給与支払報告書は、基準年の提出枚数が１００枚以上の場合に eLTAX 等での提出が必要です。

例えば、令和７年に提出すべき「給与所得の源泉徴収票」の枚数が**３０枚以上**であった場合には、令和９年に提出する「給与支払報告書」は eLTAX 等による提出が必要となります。



給与支払報告書もeLTAX等による提出が必要です！

令和９年１月以降、給与支払報告書を市区町村に提出した場合には、税務署に給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされ、税務署に給与所得の源泉徴収票を提出する必要はありません（源泉徴収票のみなし提出の特例）。

詳しくは、国税庁ホームページ「源泉徴収票（給与所得・公的年金等）のみなし提出の特例に関するＱ＆Ａ」をご確認ください。

みなし提出 Q&A